

苫小牧市防災まちづくり基本構想策定支援業務委託仕様書

1 業務名

苫小牧市防災まちづくり基本構想策定支援業務

2 目的

本市は、北海道の太平洋沿岸に位置し、巨大地震や津波の他、樽前山の噴火など、様々な大規模災害の懸念があることから、地域防災力の強化を図り、防災拠点の整備などを目的とした防災まちづくり構想を策定する。

なお、本業務委託は、本市の「総合計画」、「都市計画マスタープラン」、「地域防災計画」等の各種計画を踏まえながら、防衛省の補助事業である「まちづくり構想策定支援事業」の趣旨に沿って実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日

4 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 消費税及び地方消費税に滞納がないこと。また、本市の市税に滞納がないこと。
- (3) 本市の物品購入等競争入札参加資格登録業者名簿又は建設工事等競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。
- (4) 参加意向書提出日から契約締結の時までのいずれの日においても、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定により指名停止されていないこと。

※ 参加資格については、単独企業、共同企業体（JV）どちらでも参加可能であるが、共同企業体（JV）で参加する場合、(1)～(4)の参加資格要件は、全ての構成員が満たしていること。また、共同企業体（JV）の結成に係る協定を締結していること。

5 業務内容

本業務は、次に掲げる項目を業務の範囲とし、必要な項目について企画提案を行うこと。

(1) 苫小牧市防災まちづくり基本構想策定支援

①前提条件の整理

本市の現況や関連する各種計画を踏まえて、前提条件を整理する。

②課題の抽出

本市の防災等に関する課題を整理する。

実施にあたっては、市民懇話会、市民アンケート、パブリックコメント等の市民の意見を取り入れることとする。

③基本理念と整備の目標の検討

地域防災力の強化を実現するため、基本理念と目指すべき目標等を設定する。

④基本方針の検討

目標の実現に向けて、対象エリアを選定するとともに、防災拠点の整備等の基本方針を設定する。

⑤事業スケジュール等の概略検討

本事業における、今後のスケジュールの概略及び概算事業費を検討する。

⑥構想（冊子）の作成支援

成果品となる冊子のレイアウト、イメージ図等の作成、デザイン等を考案する。

(2) 市民アンケートの実施支援

市民の意見を取り入れた構想を策定するために、市民を対象としたアンケートを実施する。

①市民アンケート

実施回数 1回

対 象 全市民から抽出した 2,000 人

支援内容 アンケート内容の作成、結果の取りまとめ

※対象者の抽出は、市が行い、アンケート用紙の印刷及び発送は費用負担も含めて受託者が負担する。

(3) 市民懇話会等の運営支援

市民の意見を踏まえて防災まちづくり構想を策定するために開催する、ワークショップ等の運営を支援する。

開催回数 4回程度

支援内容 企画・提案、資料の作成、会議録の作成

実施例：防災関係団体の代表者や公募市民によるワークショップを全4回開催し、意見を聴取する。

(4) 庁内検討会議の運営支援

実施回数 3回程度

支援内容 会議資料の作成、会議への出席・説明等、会議録の作成等

(5) 関係機関協議の支援

本事業の関係機関への協議に必要となる資料作成等を支援する。

(6) パブリックコメントの実施支援

実施回数 令和6年1月（素案確定後）

支援内容 資料の作成、意見集約、公表資料の作成等

(7) その他

基本構想の策定に関わり、本市が行う調査や準備、申請手続きを支援する。

6 成果品

本業務委託の提出すべき成果品及び部数は、以下のとおりとする。

- | | |
|--|-----|
| (1) 苫小牧市防災まちづくり基本構想（A4版、カラー刷） | 20部 |
| (2) 苫小牧市防災まちづくり基本構想 概要版（A4版、カラー刷） | 20部 |
| (3) 上記(1)(2)に関する Microsoft Word、Excel、PDF の電子データ | 一式 |

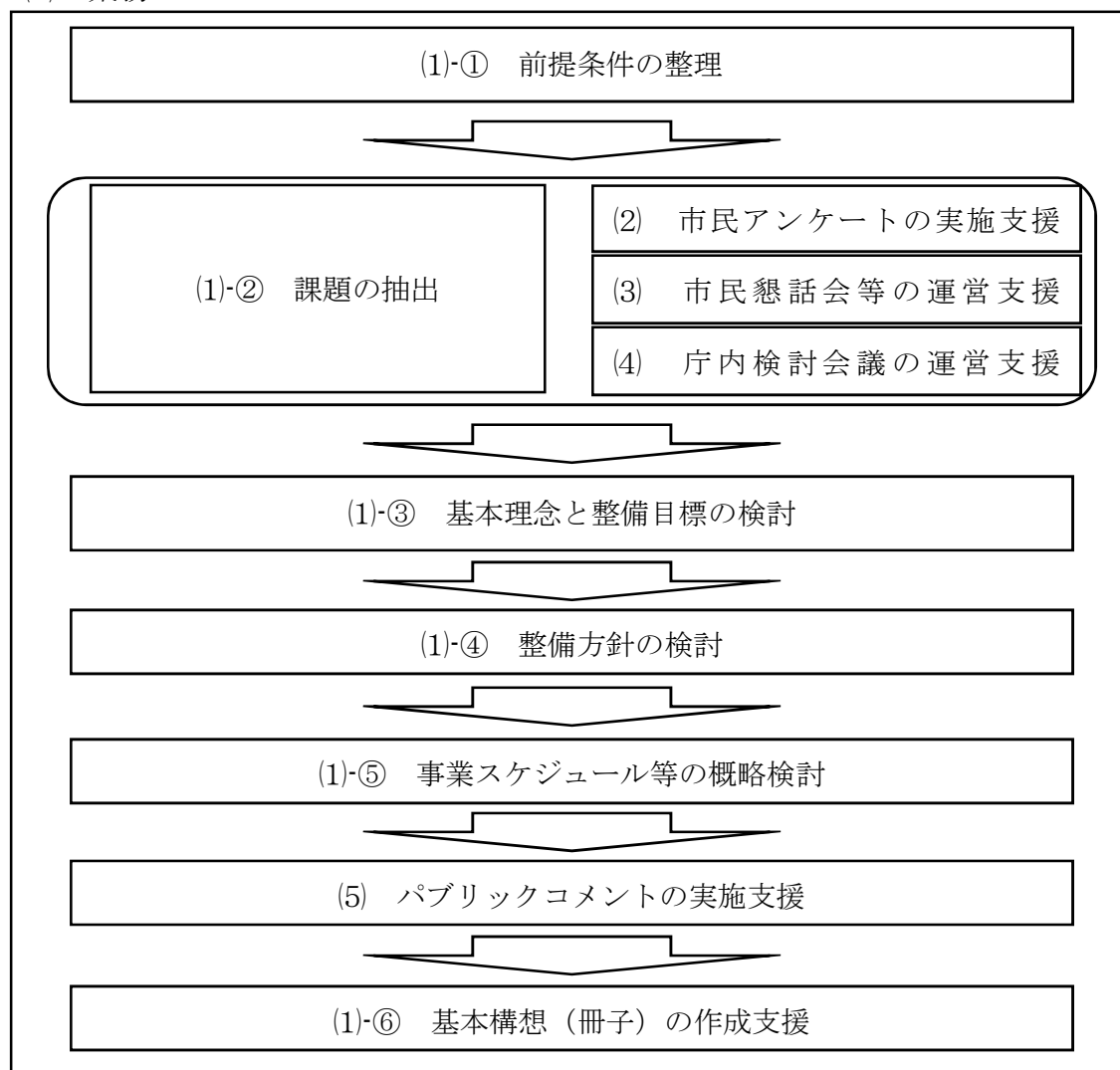
7 契約について

契約方法及び契約時期等は、以下のとおりとする。

- | | |
|------------|---------|
| (1) 契約方法 | 随意契約 |
| (2) 契約締結時期 | 令和5年5月 |
| (3) 支払い方法 | 完了後一括払い |

8 業務スケジュール

(1) 業務フロー



(2) 業務スケジュール

契約締結後～2週間 業務実施計画の作成・承認

契約締結後2週間～ 業務開始

令和5年12月15日 成果品（素案）提出期限

令和6年 3月15日 成果品納入

9 成果品の2次利用

成果品に関して生ずる著作権及びコンテンツの2次使用の権利等は本市に帰属させるものとする。

10 その他

受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、必ず委託者と協議すること。